

指摘事項

通所介護・地域密着型通所介護

令和7年2月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

◎根拠条文

「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月22日鳥取市条例第51号）

「1号事業要綱」

鳥取市第1号事業者の指定に係る人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱（令和3年4月1日施行）

「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（平成24年12月21日鳥取市条例第45号）

「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

☆秘密保持等

■従業者に対する秘密保持の誓約書がない者がいたので、徴取すること。
（条例第113条において準用する第34条第2項、1号事業要綱第63条において準用する第32条、地域密着条例第60条の20で準用する第36条）

従業者の秘密保持については、従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を定めておいてください。

☆非常災害

■非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への連携及び連絡体制を整備し、それらを定期的に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施すること。また、消火・避難訓練の実施の際は、地域住民との連携に努めること。（条例第109条、1号事業要綱第54条、地域密着条例第60条の15）

避難訓練実施の際は、地域住民やボランティア団体等の地域との交流を行い、有事の対応に備えるよう努めてください。

☆利用料等の受領

■法定受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにすること。（条例第102条、1号事業要綱第49条、地域密着条例第60条の7）

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスと法定代理受領サービスではない通所介護の費用の額に差額が生じないようにしてください。

☆口腔機能向上加算

■口腔機能向上加算について、口腔機能向上加算を算定できる利用者であるかを確認すること。（老企第36号 第2の7（20））

口腔機能向上加算を算定できるのは、以下のいずれかに該当する者です。

- イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
- ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する（13）、（14）、（15）の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
- ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

☆サービス提供体制加算

■サービス提供体制強化加算について、算定の根拠となる職員の有資格者の割合のわかる書類を整備しておくこと。（老企第36号 第2の7（26））

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする

☆入浴介助加算

■入浴介助加算について、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。（老企第36号 第2の7（10））

入浴介助加算を算定するためには、少なくとも年に1回の入浴介助に関する研修が必要です。研修の実施を忘れないためにも年間の研修計画に組み込むことを推奨します。入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとしします。